

○DV被害者等の保護及び支援に関する事業

一時保護件数等の推移 (H24～H28)

	H24	H25	H26	H27	H28
一時保護件数	45	41	40	23	19
貸付事業利用者数	0	4	0	0	0
ステップハウス利用者数	3	3	5	3	2

1. 一時保護

(1) 認識

- ・ H28年度の一時保護件数は19件で、平成27年度以降、減少している。
- ・ このうち、84.2%がDVを主訴とするものであり、女性差別や暴力による支配意識が依然としてなくなり、保護を必要とする被害者が存在している。

(2) 分析 (一時保護件数の減少要因)

- ・ 実家への避難など、一時保護以外の安全が図られる方法を選択する傾向
- ・ 市町村や警察等関係機関と連携して、一時保護をしないで支援対応 など

(3) 今後の課題

- ・ DV予防：若年層へのデートDV予防教育の充実が必要
- ・ 相談支援体制の充実：身近な市町村の相談支援体制が充実するよう支援が必要
- ・ 関係機関との連携：市町村や警察など関係機関と連携し、安全確保に努めることが必要

2. 自立支援金貸付事業 (一時保護したDV被害者が自立するにあたり、安定した生活を送るために必要な資金を無償で貸し付ける制度)

(1) 認識

- ・ H26年度以降、貸付実績がなく、DV被害者の保護所退所時のニーズが変化してきている。

(2) 分析 (貸付実績がない要因)

- ・ 一時保護者が減少していること
- ・ 一時保護中に生活保護申請が可能になり、保護費を早期に受給できるようになったこと
- ・ DV防止法による保護命令が発出されれば、いったん自宅にもどり、自立に必要な準備ができること
- ・ 一時保護前に生活資金を持ち出したり、親族の経済的援助を受けられる被害者もいること

(3) 今後の課題

- ・ DV被害者の自立支援のあり方について、他施策も含めて総合的に検証していく必要がある。

3. ステップハウス（DV 被害者等の自立のための一時的な住まいを提供する事業）

（1）認識

- ・平成 28 年度の利用世帯数は 2 世帯で、利用率は毎年 30%前後で推移している。
- ・ステップハウス退所後は、民間アパートや公営住宅へ入居しており、DV 被害者の自立にむけ、一定の役割を果たしている。

（2）分析（利用率が低い要因）

- ・一時保護者が減少している。
- ・一時保護者の退所先は、実家等、直接公営住宅やアパートへ入居、母子生活支援施設へ入所するなどの割合が高い。

（3）今後の課題

- ・一時保護者やステップハウス利用者のニーズを把握しながら、よりニーズにあった運営を検討していく必要がある。
- ・DV 被害者の自立支援のあり方について、他施策も含めて総合的に検証していく必要がある。

○女性相談事業

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数（延件数）	4,171	4,004	3,634	3,913	3,802

（1）認識

- ・H28 年度の相談件数は、3,802 件で、ほぼ横ばいで推移している。
- ・夫等からの暴力を主訴とする相談は 464 件で、概ね 500 件前後で推移しており、女性相談に占める DV 相談の割合は依然として高い状態である。

（2）分析

- ・女性差別や暴力による支配等、女性問題を生み出す社会的要因が依然として存在している。
- ・一人の女性が抱える問題が複合的になっている。
- ・市町村の相談体制が整い、身近な市町村で相談対応するケースが増加している。
- ・配偶者暴力相談支援センターの認知度の低さ、役割や窓口の周知不足

（3）今後の課題

- ・人権理解や DV 防止に向け、若年層へのデート DV 予防教育等を充実させていく必要がある。
- ・市町村と役割分担をしながら、より専門的な知識・技術を要するケースに対応できるよう、専門性を向上させていく必要がある。
- ・市町村の相談体制の強化のほか、関係機関との連携を強化していく必要がある。
- ・相談窓口等の周知を行い、認知度を上げていく必要がある。